

入札案内書

令和7年1月14日

沖縄県農林水産部農林水産総務課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
電話番号：098-866-2254

目 次

◆ 入札物件	1
1 入札に付する物件	2
2 入札に参加することができない者	2
3 契約に当たって付する契約条件	2
4 入札参加の条件	2
5 現地見学会	2
6 質問及び回答	3
7 入札参加申込み	4
8 入札及び開札の日時・場所	5
9 入札保証金	5
10 入札	6
11 入札の無効	6
12 落札者	7
13 落札者がいない場合の措置	7
14 入札結果の通知	7
15 契約の締結	7
16 契約保証金	7
17 売買代金の支払期限	7
18 所有権の移転	8
19 所有権移転の登記手続き	8
20 船舶原簿の変更登録	8
21 落札者の譲渡制限	8
22 物件の引渡し	8
23 その他	8

入札物件

財産名	種類及び名称	構造	数量	総トン数	建造年月
船舶	漁業調査船（函南丸）	鋼	1隻	176トン	平成7年2月

参考価格 2,062,500 円（消費税及び地方消費税含む）

入札物件記載の船舶について、船舶法その他関係法令に適用される「日本船舶」として一般競争入札により売払います。

令和7年2月5日（水）に沖縄県が行う船舶売払いの一般競争入札に参加される方は、次の各事項を御承知の上、入札してください。

（入札に付する物件）

1 入札に付する物件は、物件調書に記載のとおりです。

（入札に参加することができない者）

2 次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者。また、その者を入札代理人として使用する者についても同様とする。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同法第2条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者。

（契約に当たって付する契約条件）

3 契約に当たって付する条件は、契約書のとおりです。別紙船舶売買契約書（案）をよく確認の上、入札に参加してください。

（入札参加の条件）

4 本件入札参加希望者は、現地見学会への参加を入札参加申込みの条件とします。必ず入札参加希望者が現地見学会に参加し、物件の確認を行ってください。なお、同一グループで現地見学会に申し込んだ者は、2者以上で入札参加することはできません。

（現地見学会）

5 入札物件の現地見学会を次のとおり開催します。事前申込みの上、ご参加ください。

(1) 現地見学会日時

令和7年1月14日（火）から同月29日（水）のうち沖縄県の指定する日時に行います。

現地見学会日時の指定は、原則、受付順で行います。

見学時間は、約1時間30分です。

現地見学会への参加は1回のみ、人数は原則として5人までとします。

(2) 実施場所

糸満魚港（詳細な場所については、現地見学会申込みの際にご案内します。）

(3) 現地見学会申込期間

令和7年1月14日（火）から同月24日（金）までの間（電話の場合は9時から17時までの間（12時から13時までを除く）。メールの場合は随時受け付ける。）。

(4) 受付場所

「現地見学会申込書」及び「現地見学会参加者名簿」に必要事項を記入の上、下記に提出してください。

郵送の場合は、郵便書留にすることとし、令和7年1月24日（金）必着とします。なお、受付期間後到着の書類等は、どのような理由があっても受け付けませんので、必ず受付期間に間に合うように郵送してください。

受付場所：沖縄県農林水産部農林水産総務課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁9階

E-mail: aa040002@pref.okinawa.lg.jp

(5) その他

- ① 現地見学会で沖縄県から提供された資料及び現地見学会の際に知り得た一切の情報（以下「提供情報」といいます。）については、入札参加を検討する目的のみに使用することとし、この目的以外には第三者へ開示することはできません。
- ② 提供情報については、善良なる管理者の注意をもって保有及び管理し、いかなる場合も沖縄県に損害を与えてはなりません。
- ③ 現地見学会において配布する資料と現状とが相違している場合は、現状が優先します。
- ④ 電子メール件名：「現地見学会申込（船舶入札）」として下さい。

（質問及び回答）

6 物件に関する質問は、次の期間内に質問書（第8号様式）を電子メールにより提出して下さい。

(1) 問合せ先：沖縄県農林水産部農林水産総務課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁9階

E-mail: aa040002@pref.okinawa.lg.jp

FAX：098-866-2265 TEL:098-866-2254

(2) 電子メール件名：「質問書の送付（船舶入札）」として下さい。

(3) 質問内容：該当する頁、行番等を記載し、内容は簡潔に記載して下さい。

(4) 受付期間：令和7年1月14日（火）から同月29日（水）17時まで

(5) 質問への回答：質問受付後、5日程度（閉庁日を除く。）を目安にメールにて回答します。

なお、入札の申し込み方法等については、随時、電話等で回答します。

(入札参加申込み)

7 入札参加希望者は、現地見学会後、下記(1)の提出書類により、入札参加申込みをしてください。なお、船舶法第1条の要件を満たすことを確認するため、入札参加申込み時、併せて下記(2)の書類を提示してください。書類に不備ないことが確認され、かつ下記(3)の受付期間中に申込みをしなければ、入札に参加することができません。

(1) 提出書類

① 下記書類を全て提出してください。書類には、必要事項を記入し、印鑑登録されている印を押印してください。

ア 一般競争入札参加申込書（第1号様式）

イ 誓約書（第2号様式）

ウ 印鑑証明書（原本）

(2) 提示書類

① 法人の場合

ア 法人の商業登記簿謄本（原本）

イ 代表者及び役員全員の住民票

② 個人の場合

ア 住民票

イ 共有名義での所有を希望し入札参加申込みをされる場合は、全員の住民票（原本）を提示してください。

③ その他

提出及び提示書類は、入札参加申込み日の3か月以内に発行されたものを提出してください。

(3) 受付期間

令和7年1月20日（月）から1月29日（水）までの9時から17時まで

(4) 受付場所

提出及び提示書類を5(4)沖縄県農林水産部農林水産総務課（現地説明会申込受付場所と同様）に直接持参又は郵送により提出及び提示してください。

※郵送の場合の注意事項

- ・郵便書留にすることとし、令和7年1月29日（水）必着とします。
- ・受付期間後到着の書類等は、どのような理由があっても受け付けませんので、必ず受付期間に間に合うように郵送してください。
- ・提出及び提示書類に不備がある場合は、受付期間内に補正がなければ不受理となります。

(5) 参加資格の確認通知

資格結果は、郵送等により通知します。

(入札及び開札の日時・場所)

8 入札及び開札の日時は、次のとおりです。

- (1) 入札日時 令和7年2月5日(水)13時00分から14時00分まで
- (2) 入札場所 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号 沖縄県庁9階ワーキングチーム室
- (3) 開札時間 入札締切後即時

(入札保証金)

9 入札参加者は、入札当日の入札前までに入札保証金を納付しなければ、入札に参加することができません。

(1) 入札保証金の金額

入札に参加しようとする者が見積もる契約金額の100分の5以上とします。

入札保証金は、再度入札の場合も想定して不足とならないよう注意して下さい。

(2) 納付方法

入札保証金を現金で納付する場合、県が発行した納付書で、金融機関等に納付してください。納付手続は次のとおりです。

① 入札保証金納付書発行依頼書(第3号様式)に必要事項を記入し、

令和7年1月29日(水)までに沖縄県農林水産部農林水産総務課へ提出

② 上記依頼書に基づいて発行された納付書で指定金融機関に納付する。

③ 納付場所

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会沖縄統括支店、みずほ銀行、鹿児島銀行

(3) 入札保証金の免除

次に該当するときは、入札保証金の全部又は一部納付を免除することができます。条件と申請手続は次のとおりです。

① 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証明書を提出する場合。

② 入札保証金納付免除申請書(第4号様式)に必要事項を記入し、入札保証保険契約書を添付の上、入札書提出のときまでに沖縄県農林水産部農林水産総務課へ提出

(4) 入札保証金の還付

落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、約3週間程度で還付します。

① 還付のため、事前に入札保証金還付請求書(第5号様式)及び債権者登録(新規・変更)申請書を提出ください。

② 天災その他やむを得ない理由があること、公正な入札が行われないと認められ

るとき又は入札者が入札条件に反したことにより入札が取り消されたときは、入札保証金は還付します。

③ 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができます。

(5) 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は沖縄県に帰属することになります。

(入札)

10 入札者は、入札書（第6号様式）及び必要に応じて委任状（様式7号）を書面により直接持参して提出してください。

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。

(3) 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。

(4) 入札書を提出する場合は、封筒に入札書を入れ密封し、表封筒に氏名（法人の場合はその名称）を記入すること。

(5) 入札書の記載事項を訂正した場合は、訂正部分を二重線で消し押印すること。なお、入札金額を訂正した入札書を使用した場合は、無効とする。

(6) 入札者は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず当該入札書の書き換え、引換え、又は取り消しをすることはできない。

(7) 入札金額は、算用数字を用いて丁寧に記入し、頭に¥マークを表示すること。

(8) 入札者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(入札の無効)

11 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札

(3) 虚偽の申請を行った者のした入札

(4) 同一人物が同一事項についてした2通以上の入札

(5) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(6) 入札書の表記金額を訂正した入札

- (7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱又は不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 談合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

(落札者)

- 12 落札者の決定方法は次のとおりとします。
- (1) 落札者は県が設定する予定価格以上で最高の価格をもって入札した者とします。
 - (2) 落札者が無効であるときは、予定価格以上で入札を行った次順位の者を落札者とすることができます。
 - (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札決定を行います。この時、当該入札者でくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引くものとします。

(落札者がいない場合の措置)

- 13 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度入札を行います。この場合においては再度入札を直ちにその場で行います。なお、再度入札は2回までとします。
- 再度の入札に付しても落札者がいないときは、日を改めて再度公告、入札を実施する。

(入札結果の通知)

- 14 開札時において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせます。その際、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

(契約の締結)

- 15 落札者は、令和7年2月12日(水)までに別に定める様式の契約書により契約を締結しなければなりません。

(契約保証金)

- 16 契約保証金は、免除とする。(沖縄県財務規則第101条第2項第5号)

(売買代金の支払期限)

- 17 売買代金は、令和7年2月17日(月)から同月27日(木)までの期間に支払わなければなりません。

(所有権の移転)

18 本物件の所有権移転の時期は、売買代金の支払いを完了したときとします。

(所有権移転の登記手続き)

19 所有権移転の登記手続きは、売買代金の完納後、沖縄県が行います。なお、売買契約書に添付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(船舶原簿の変更登録)

20 落札者は、本物件の所有権移転登記完了後、速やかに船舶原簿の変更登録手続き等その他必要な手続きを行い、県に変更後の登録事項証明書の写真提出してください。

(落札者の譲渡制限)

21 落札者は、本物件につき、所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することができません。

(物件の引渡し)

22 物件の引渡しについては次のとおりとします。

- (1) 落札者は、所有権移転日以降現地立ち会いの上、令和7年3月21日(金)までに糸満漁港において現状のまま引き取るものとします。
- (2) 所有権移転から引き取りまでの間、沖縄県は、いかなる原因による損傷その他の損害に対しても、その責を負いません。
- (3) 物件の引取り時における残存燃料油、その他船舶内に残置しているものについては、売買価額に含めるものとします。

(その他)

23 その他の留意事項は次のとおりです。

- (1) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とします。
- (2) 入札参加、契約書等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及びメートル法とします。
- (3) 入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがあります。なお、この場合、入札参加に要した費用(調査費等)は補償しません。